

はむら輝ニュース Vol.1

問合せ 企画政策課企画政策担当(内) 315

第五次羽村市長期総合計画後期基本計画 「はむら輝プロジェクト」を推進します

市では、平成28年12月に策定した「第五次羽村市長期総合計画後期基本計画」において、市民・団体・事業者と行政が連携しながら、施策の枠を超えて、より積極的に推進していく取組みを5つ掲げています。

- 1 市の認知度の向上・人口減少の克服
- 2 65歳健康寿命の延伸・地域コミュニティの活性化・相互扶助機能の向上
- 3 操業環境・雇用環境の向上、来訪者の受入体制・環境の構築
- 4 多様化する市民ニーズへの対応
- 5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組み

これらの取組みを積極的に推進していくために、『はむら輝プロジェクト』を定め、7つのプロジェクトに取り組んでいくこととしています。

- ① 切れ目のない子育て支援プロジェクト
「子育てしやすさで輝くまち」
- ② 住み続けたい魅力向上プロジェクト
「暮らしやすさで輝くまち」
- ③ はむらの水や水辺の活用プロジェクト
「水をテーマに輝くまち」
- ④ 元気に暮らそう市民いきいきプロジェクト
「市民の元気で輝くまち」
- ⑤ 年間を通じてにぎわうまちプロジェクト
「産業振興で輝くまち」
- ⑥ 民間事業者等との連携によるまちづくり推進プロジェクト
「官民連携で輝くまち」

- ⑦ 東京2020大会を契機とするレガシー創出プロジェクト
「レガシー創出で輝くまち」

市では、市内に各プロジェクトを推進する体制を構築し、事業効果などの評価・検証を行いながら、プロジェクトの適切な管理を行っていきます。

今後、これらの取組みを「はむら輝ニュース」としてお知らせしていきます。

◆「官民連携で輝くまち」

日本郵便(株)羽村郵便局との「地域における協力に関する協定」を締結しました

4月14日、羽村市と日本郵便(株)羽村郵便局との「地域における協力に関する協定」の調印式を行いました。

今回締結した協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的として、羽村郵便局が羽村市内における業務中、次の事項に掲げる場合に、羽村市に情報提供をしていただけることとなります。

- (1) 高齢者、障害者、子どもなどの住民等の異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

市では、今後も引き続き、さまざまな分野で民間事業者などと連携したまちづくりに取り組んでいきます。



▲調印式の様子



▲掲示イメージ



▲コミュニティバス「はむら輝」

随時募集中！
『はむら輝』に車内広告
を出しませんか

コミュニティバス「はむら輝」は、毎日市内を走り、年間18万人以上の方が利用しています。地元の方として活躍する「はむら輝」に広告を掲載してみませんか。「はむら輝」の全4コースの中からコースを選んで掲載することができます。

広告掲載期間 1か月単位

広告料(1か月) 1コース1枠3,000円

規格 B3判(縦346mm×横515mm)以内

※窓上・中吊りいずれも同じ料金です。

申込み 西東京バス(株)青梅営業所へ

※申込みは随時受け付けています。

問合せ 広告について：西東京バス(株)青梅営業所 ☎ 0428-13210621 / はむら輝について：都市計画課住宅・交通係(内) 276

都議会議員選挙

告示日 6月23日(金)
投票日 7月2日(日)午前7時～午後8時(市内10投票所)
開票 7月2日(日)午後9時～(スポーツセンター)

■羽村市で投票できる方

- 満18歳以上の日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住んでいる方
- 羽村市の選挙人名簿に登録されている方

次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

- ①平成11年7月3日までに生まれた方
 - ②平成29年3月22日までに転入届出をし、引き続き市内に住んでいる方
- ※平成29年3月23日以降に転入届出をした方は羽村市の選挙人名簿に登録されませんので、羽村市では投票することはできません。

■転出した方

都外に転出された方は投票できません。都内へ転出された方で3月22日までに新住所地で転入届出をした方は、

新住所地で投票することができます。

■都内の市区町村間で転出入した方

都内の市区町村間で住所を移し、3月23日以降転入届出をした方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票ができます。

その場合、新住所地で発行する「住民票(選挙用は無料)」などがあると確認に伴う時間が省略できるため、スムーズに投票することができます。

■期日前投票

投票日当日、仕事などで都合の悪い方は、期日前投票を利用してください。

日時 6月24日(土)～7月1日(土)(期間中は毎日受付)の午前8時30分～午後8時

会場 市役所分庁舎1階第1会議室
持ち物 入場整理券(届いていない場合や忘れた場合は、受付に申し出てください)

期日前投票を行うには、期日前投票請求書(宣誓書)が必要です。入場整理券の裏面の下に印刷してありますので、必要事項を記入の上持参してください。

※入場整理券は、有権者一人ひとりにはがきで郵送します。

■不在者投票

投票日に指定された病院などの施設に入院中で投票所に行けない方はその施設で、羽村市外に滞在されている方は滞在地の選挙管理委員会、不在者投票ができます。詳しくは、問い合わせてください。

■郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便などにより在宅のまま投票することができます。この制度を利用する際は、事前に「郵便等投票証明書」が必要です。早めの手続きをお願いします。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎55-11111(内)682

平成29年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール作品募集

投票参加など選挙への関心を高め、明るい選挙の実現を呼びかけるポスターを募集します。

応募資格 小学生～高校生

画材 絵の具・ポスターカラーなど(紙や布を使用した貼り絵も可)

大きさ 四つ切り(542mm×382mm)、八つ切り(382mm×271mm)の画用紙

注意

- ①作品の裏右下に「学校名・学年・氏名(ふりがな)」を記入してください。
- ②入選・入賞作品は、原則として返却しません。
- ③入選・入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は啓発資材などに利用します。
- ④入選・入賞した場合「学校名・学年・氏名」を公表します。

審査 羽村市および東京都明るい選挙推進協議会などで審査を行い、11月に最終発表(予定)

応募方法 問合せ 9月8日(金)まで(土日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時に、直接選挙管理委員会事務局(市役所分庁舎)へ
 ☎555-11111(内)682